

第1回都市公園指定管理者選定委員会概要

日 時 平成30年9月18日(火)午後6時30分から午後8時15分
場 所 鎌倉市役所第4分庁舎 822会議室
出席者 委員：橋委員長、入江副委員長、長坂委員、加藤委員、飯田委員
事務局 樋田部長、関次長、田沼課長、齋藤課長補佐、北村職員、小松田職員

都市整備部長の挨拶ののち、配布資料確認後、次第に沿い委員紹介及び委員の委嘱式及び職員紹介を行うとともに、全ての委員が出席しており、本日の委員会が規則第6条第2項を満たすことから、本日の委員会が成立している旨報告し、議事に入りました。

事務局 次第3(1)、「委員長及び副委員長の選出について」に移らせて頂きます。委員長は、委員の互選によるものとなっておりますので、委員長が選出されますまで、事務局において、都市整備部長が進行を務めさせていただきます。

都市整備部長 委員長の選出まで私の方で進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
委員長は、互選によるものとなっておりますが、いかがでしょうか。
どなたかご推薦ありますでしょうか。
いらっしゃらないようですので、事務局から案がありましたらお願いします。

事務局 行政経験もあり、公園関係の指定管理者制度に造詣の深い、橋委員にお願いできればと思います。

都市整備部長 橋委員を委員長にという事務局案がございましたが、いかがでしょうか。

委 員 異議なし

都市整備部長 異議なしの声がありました、橋委員よろしいでしょうか。それでは、橋委員に委員長をお願いいたします。
橋委員長、一言ご挨拶をお願いします。

委員長 橋委員長挨拶。

都市整備部長 このあとは、橋委員長に進行をお願いいたします。

委員長 それでは、ここから進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
副委員長も互選となっておりますので、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
ご発言がないようですので、事務局から案がありましたらお願いします。

事務局 鎌倉市緑政審議会の委員長で、公園・緑地について造詣の深い入江副委員長にお願いできればと思います。

委員長 ただいま、事務局から入江副委員長を副委員長にというご発言をいただきました

が、いかがでしょうか。

委員 異議なし。

委員長 それでは、入江副委員長に副委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議題3(2)「審査の進め方」についてお願いします。まず、アの「会議の公開について」事務局からお願いします。

事務局 鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会規則第7条では、委員会は公開を原則としていますが、委員の皆様の意見で公開の範囲を決定しておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長 事務局からの説明で、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。通常、議事録は公開されると思いますので、あとはこの委員会とプロポーザル、ヒアリングを公開にするか非公開にするかということだと思います。私のこれまでの経験からすると通常は、ヒアリングは公開されていないと思いますが、いかがでしょうか。ヒアリングは、事業者さんが競合するということで、相手方の提案にそれぞれのノウハウがありますので、それを守秘するというようなことで非公開にすることが普通だと思います。これまでの経験で、何社かが競合して当選したところの提案を見たいという他の関係者がいる場合は、きちんとした公開請求を手続きされますが、その場合でも個別の企業に関わることは非公開とされます。委員会とヒアリングは通常、非公開と思いますが、それでよろしいでしょうか。

委員 異議なし

委員長 それでは、委員会とヒアリングは非公開とし、議事録は、鎌倉市情報公開制度に基づき公開するということとします。

次に、イの「募集要項の内容」について事務局より説明をお願いします。

事務局 鎌倉市都市公園指定管理者募集要項(案)の内容を説明。

委員長 事務局からの説明で、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。笛田公園、鎌倉広町緑地、それを除く都市公園は何箇所になりますか。

事務局 244箇所となります。

委員長 この3つの指定管理の審査を行うということによろしいですか。

事務局 そのとおりです。

委員長 今、事務局からは、この3つを一括して説明したということになります。この募集の仕方は、5年前と一緒にになりますか。

事務局 鎌倉広町緑地だけは3年前になりますが、募集の仕方は変わっていません。

委員長 基本的に、都市公園はすべて指定管理者制度なのですか。

事務局 そのとおりです。

委員長 スケジュールはすべて一緒ですか。

事務局 すべて一緒となっております。

委員長 それでは、もう一度スケジュールの説明をお願いします。

事務局 スケジュールにつきましては、募集要項の配布期間は、平成30年9月26日(水)から平成30年10月25日(木)まで、応募者を対象として現地説明会を、平成30年10月4日(木)と5日(金)に行い、質問の受付期間は、平成30年9月26日(水)から平成30年10月10日(水)まで、その質問に対する回答期日は、平成30年10月15日(月)までに、応募の受付期間は、平成30年10月18日(木)から平成30年10月25日(木)まで、応募者からのプレゼンテーションを平成30年11月6日(火)の午後に行い、同日に委員の皆様による採点と評価を行う予定としております。

委員長 募集要項の配布期間は、平成30年9月26日(水)から平成30年10月25日(木)までに行い、その間に現地説明会などを行うということでした。説明会というのは現地で行うのですか。

事務局 それぞれ現地で行います。

委員長 現地説明を行い、指定管理に関する質問を受け付けてから、10月25日まで募集を行い、11月にプレゼンテーションを受けて審査するという予定ということでした。ということは、12月議会に上程して指定管理者を決定するという流れでよいのですか。

事務局 そのとおりです。

委員長 鎌倉広町緑地は、これまでは3年間として指定管理期間でしたが、今後は5年間として他の2つの指定管理と足並みを揃えたということでしょうか。

事務局 そのとおりです。

委員長 そこが前回と違うといえ、違う点になります。他の業種の指定管理業務も3年から5年程度の指定管理期間で行っています。これまでの経験を活かした中での5年ということのようですが、皆さん、今の事務局からの説明についていかがでしょうか。

加藤委員 今回は、笛田公園、笛田公園及び鎌倉広町緑地を除く都市公園、鎌倉広町緑地の3箇所の指定管理者を決めるということでしょうか。

事務局 笛田公園及び鎌倉広町緑地を除く都市公園の中には、多くの街区公園等が含まれていますが、3つの指定管理者を決めて頂くということでございます。

入江副委員長 募集要項7ページの選定方法で「指定管理者の選定にあたっては「公募型プロポーザル方式」を採用し、鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会が、応募者から提出された公募提案書及びプレゼンテーションの内容について以下の選定基準に基づき審査し、5人の委員の採点を総計します。」と記載されていますが、ここにプレゼンの内容を入れる必要はないのでは

うか。または、8ページに、「応募者は、市に提出する提案書等についてのプレゼンテーションを行い、その内容について次のとおりヒアリングを実施します。」とあり、その内容が示されていないので、どういったヒアリングを求めるのかを募集要項に記載する必要はないのかなと思います。

事務局 その点に関しましては、本日の資料4「提案意図説明書」にある様式6-1から様式6-9の内容について、応募者のプレゼンテーションを行うこととしております。

委員長 それは、この後の採点方法にも関係することですか。

事務局 採点方法に関係することになります。また、今後行う現地説明会において、各事業者に対して、資料4「提案意図説明書」の内容を説明し、様式6-1から様式6-9を準備してもらい、プレゼンテーションに備えていただくことを伝えることにしています。

委員長 今、入江副委員長からご意見があった提案については、5ページの「ウ 提案書」に様式6-1から様式6-9の内容を示しており、それを書いて下さい、それを見ますという提案意図説明書になっており、その内容が採点に繋がっていくことになっているようです。まず、これを書いていただいて、それを見ますという時に、採点して下さいというのが、次の採点方法の説明になるかと思しますので、まず募集要項の内容はこれでよいかという話と、次に採点方法はこれでよいかということを審議していただくことになるということかと思いますが、それでよろしいですか。

事務局 結構です。この他、それぞれに仕様書が付いていますので、それを読み込んでいただき、プレゼンテーションに臨んでいただくことになります。

委員長 仕様書はどこにありますか。

事務局 本日は、募集要項の次に、資料として添付させていただいています。

委員長 通常は、笛田公園のように単体での指定管理ですが、鎌倉市の笛田公園及び鎌倉広町緑地を除く都市公園というようなやり方もあるのだなと認識しました。入江副委員長のご意見は、今の事務局からの説明でよろしいですか。

入江副委員長 細かく書かないで済めばよいのですが、場合によっては、今、事務局でお話していただいたようなことを8ページのヒアリングに追加で、提案書に基づいてヒアリングやプレゼンテーションを行っていただく旨を記載いただいた方が丁寧かと思いました。

委員長 書いてはありますが、今のご意見では、内容を追加したらどうかということでした。事務局としては、この提案書の内容をプレゼンテーションしていただくというイメージでよろしいですか。

事務局 結構です。入江副委員長のご意見については、文章の追加を検討します。

委員長 当日のプレゼンテーションはどれくらいの時間になりますか。

事務局 これまで1者10分から15分程度で実施しています。

入江副委員長 プレゼンテーションは別途公表しますとされていますが、おおよそのプレゼンテーションの時間なども相手に伝えられるということではよろしいですか。

事務局 はい、応募がありました事業者に対しまして、集合時間など当日の内容を個別に伝えます。

委員長 その他、ご意見がないようでしたら、募集要項については、委員会としてこれで進めていただくということではよろしいですか。

委員 異議なし

委員長 それでは、募集要項につきましては、これで終了といたします。次の採点方法につきましては事務局から説明をお願いします。

事務局 採点方法について説明。

委員長 採点方法につきましては、何かご質問がありましたら、お願いします。

加藤委員 提案書の中身などはいつ、我々に見せていただけるのでしょうか。

事務局 10月25日に募集を締め切り、要点をまとめたものなどを用意し、月末までには資料提供をしたいと考えております。

委員長 指定管理料の上限の加点10点についてと採点表の100点との関係について説明をお願いします。

事務局 今回、指定管理料の加点の上限額を10点に変更しました。競合した場合は、この10点に各委員100点×5人で、510点が最高点となります。競合がない場合は500点が最高となります。

委員長 点数もそうですが、お金の割合については、行政として大丈夫でしょうか。

事務局 お金も大事ですが、そもそも指定管理事業は内容重視ということで、お金のことであれば自動で優越がついてしまいますので、まず、皆さんに審査いただき、どこの団体がより魅力的な質の高い運営ができるのか、ご判断していただいた後に金額を加点することになります。一般のプロポーザル方式であれば随意契約の観点から、もう少しお金の重きを置くと思いますが、指定管理は本来の公の施設の管理を任せるという意味合いからすると金額の加点は控えていると思います。

委員長 採点方法について、他に何かありますでしょうか。

加藤委員 我々が採点するのは、事前に見せていただく資料・提案書と当日のプレゼンテーション、質問の2点ということではよろしいでしょうか。

事務局 プレゼンテーションで、他の委員の質問なども参考にいただければと思いますが、採点の観点については、その2点となります。

委員長 それでは、採点方法はこれで行うということで、委員それぞれのお立場でプレゼンテーションや意見、提案書の内容を参考にしながら審査し、採点は各委員が行い、その結果を事務局が集計した後、審議し、優先交渉権者を決定することとして進めたいと思います。次に採点表、採点基準についての考え方の説明をお願いします。

事務局 別添資料 1、2、3 を使い採点表・採点基準の説明。

飯田委員 別添資料 1、2、3 の審査の視点についての違いはどんな点でしょうか。

委員長 ご質問についてですが、3つ資料を並べたら分かります。審査項目の2つ目「利用促進の方策」を見ると笛田公園及び鎌倉広町緑地を除く都市公園は、施設の特性を踏まえた提案を、鎌倉広町緑地は、都市林の特性を踏まえた提案をということなど、その他の審査の視点についても、それぞれの指定管理者、施設の特性、地域の特性などを活かした視点で書かれているということです。配点は3つとも一緒になっています。そして、条例に規定されている要件を示したうえで、それぞれの審査項目を細分化し、それに対する審査の視点が記載されているということです。採点は100点満点で、委員がそれぞれ、提案者の内容やプレゼンテーション、質問などを通して、この配点表の内容を基本に採点するというところでよろしいかと思えます。

加藤委員 今、審査の方法を説明していただいたということで、採点の方法はこれから説明していただけますか。例えば、5人いても、一番良いのが10点なのか9点なのか、真ん中が5点なのか、それがあっているのか、自信がないとみんなバラバラの採点にならないか心配なので、その辺の基準があればと思いますが。

委員長 先ほど、少しお聞きしたように一人100点で500点となりますから。

加藤委員 500点になるから、委員で多少のばらつきがあってもよいということですね。

委員長 そういうことでよろしいかと思えます。

事務局 あくまでも目安ということで作成した表がありますので、参考として配付いたします。

加藤委員 それはあったほうが良いと思います。

委員長 それでは、目安として資料を付けていただき、ヒアリングや提案書を総合して採点していただくということをお願いします。あまり細かく決めてしまうと大変になってしまうこともあり、ここまでは、このように基準・配点を決めていただいていますので、概ねこの内容でどうでしょうか。

入江副委員長 3つの配点についてそれぞれの特性で配点に違いがあってもよいのではないのでしょうか。特に鎌倉広町緑地などは配点に違いがあってもよいのではないかと思います。ここは元々、緑政審議会でも話題になった場所でもあり、生き物の保全保護を含めて植物の保全の観点からも、都市林として残されてきた経過からしても、13番目の「環境保護への取組み」については、生物多様性の視点などから、鎌倉広町緑地としては重要な視点であるので、3公園、すべて同じウェイトの配点でよいのかなとは思いますが。

委員長 入江副委員長のご意見にあった「環境保護への取組み」はごみの減量などの視点なので、「運営管理の基本方針」にある、「都市林についてや、自然環境のモニタリング」に関する項目があるので、そちらの方に当てはめる方がよいのかなと思います。

事務局 13番目の「環境保護」は、ごみの減量やリサイクルに対する取り組みですので、委員長が言われたとおり、「運営管理」の項目の中で評価していただく視点になります。

委員長 どこかで特徴を出したらどうかということだと思いますが、入江副委員長いかがですか。

入江副委員長 「利用促進の方策」でということでしょうか。

事務局 「都市公園の適切な管理ができていること」の「運営管理の基本方針」で「自然環境のモニタリング調査結果等を反映する仕組みについて」を鎌倉広町緑地には入れているということでご理解いただければと思います。

委員長 項目はあるので、配点の重みを変えてはどうかということになるかと思います。事務局として条例に規定されている要件に対する配点の考え方があると思いますが、各項目のウェイトをどう扱うかということは考えられるので、対象点数を変更するのかということだと思います。

事務局 入江副委員長のご意見もありましたので、その配点を変更して合計点100点にこだわらず、合計点を110点というようにしてもよいと思います。

委員長 それでは、広町は「管理経費の縮減」よりも「都市公園の適切な管理」の方に重点を置いてよいのではないのでしょうか。入江副委員長、配点についていかがでしょうか。

入江副委員長 「管理経費の縮減」の全体で10点としているところを全体で5点とし、「運営管理の方針」を10点から15点として「都市公園の適切な管理が出来ること」全体で35点を全体で45点とすることでバランスが取れるのではないのでしょうか。

委員長 事務局いかがでしょうか。

事務局 文言の整理をさせていただき、今のご意見を反映し修正を行います。

委員長 それでは、そのように対応をお願いします。それでは、募集要項・配点表・採点方法などは、本日皆様に審議していただいた内容で決定したいと思います。よろしいでしょうか。

委員 異議なし

委員長 それでは、事務局は本日審議した内容で事務手続き等を進めて下さい。次に、次第4の「その他」ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

事務局 次回の選定委員会まで少し時間がありますので、現場確認を行っていただければと思いますが、委員長、ご審議をお願いいたします。

委員長 第2回の選定委員会として、現場確認を行うということではいかがでしょうか。

委員 異議なし

事務局 それでは、皆様の日程を調整させていただき、ご通知させていただきます。

委員長 それでは、これで本日の議事はすべて終了となります。長時間にわたり、ありがとうございました。